

旭市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年11月17日

旭市監査委員 木村哲三

旭市監査委員 堀江通洋

旭市監査委員 向後悦世

令和 4 年度
定期監査報告書（10 月分）

旭市監査委員

令和 4 年度定期監査結果（10 月分）

第 1 監査対象及び監査実施年月日

監 査 対 象 課（局）	監 査 実 施 年 月 日
秘書広報課、財政課、保険年金課、社会福祉課	令和 4 年 10 月 28 日

第 2 監査の対象期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日まで

第 3 監査の場所

監査委員事務局

第 4 監査の方法

令和 4 年度に執行中の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納管理、財産管理など）及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出された資料・関連書類等に基づき関係職員から説明を聴取した。

第 5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われ、住民福祉の増進のために効果をあげているかなどを主眼に、監査基準に準拠し監査を実施した。

【本年度の重点事項】

① 現金等の取り扱い事務に関する調査について

手数料等の現金の取り扱い事務に関し、調定のタイミング・収納の方法・保管方法等、旭市財務規則に沿って行われているか調査する。

② 備品の管理状況について

各課所管の備品について、備品台帳との照会を行い、管理方法等適切に行われているか調査する。

第 6 各課の概要及び監査結果・意見要望等

予算の執行及び事務処理状況は、一部を除きおおむね適正であると認められた。

なお、各課等の監査結果は次のとおりである。

秘 書 広 報 課

1 監査の概要

(1) 所管事務

市長及び副市長の秘書に関すること、市への陳情及び請願に関すること、広報広聴の業務に関すること、市政案内資料の作成及び提供に関すること等を行っている。

(2) 職員の配置状況（令和4年4月1日現在）

秘書広報課	8人	班 名	職員数
課長 1人		秘書班	3人
副課長 1人		広報広聴班	3人

(3) 予算の執行状況（令和4年8月31日現在）

一般会計

（歳 入）

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率	
					対予算	対調定
諸 収 入	円 720,000	円 800,000	円 800,000	円 0	% 111.11	% 100.00

収入済額の主なもの

- ・ バナー広告掲載料収入 800,000 円

（歳 出）

款	予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
総 務 費	円 34,042,000	円 15,789,380	円 18,252,620	% 46.38

執行済額の主なもの

- ・ 広報活動費 需用費 3,989,201 円
- ・ 広報活動費 委託料 6,463,380 円

2 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

3 意見要望等

なし

財 政 課

1 監査の概要

(1) 所管事務

予算編成及び管理に関すること、地方交付税及び市債に関すること、財政計画の作成に関すること、入札及び契約に関すること、工事検査及び工事成績評定に関すること等を行っている。

(2) 職員の配置状況（令和4年4月1日現在）

財政課	13 人	班 名	職員数
課長 1 人		財政班	6 人
副課長 1 人		契約検査班	5 人

(3) 予算の執行状況 (令和4年8月31日現在)

一般会計

(歳入)

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率	
					対予算	対調定
地方譲与税	円 356,000,000	円 87,339,000	円 87,339,000	円 0	% 24.53	% 100.00
利子割交付金	4,000,000	1,976,000	1,976,000	0	49.40	100.00
配当割交付金	39,000,000	11,876,000	11,876,000	0	30.45	100.00
株式等譲渡 所得割交付金	47,000,000	0	0	0	—	—
法 人 事 業 税 交 付 金	72,000,000	67,055,000	67,055,000	0	93.13	100.00
地 方 消 費 税 交 付 金	1,590,000,000	850,261,000	383,551,000	466,710,000	24.12	45.11
環 境 性 能 割 交 付 金	54,000,000	15,099,471	15,099,471	0	27.96	100.00
地 方 特 例 交 付 金	47,000,000	57,587,000	28,541,000	29,046,000	60.73	49.56
地方交付税	8,900,000,000	5,906,938,000	3,825,078,000	2,081,860,000	42.98	64.76
交通安全対策 特別交付金	9,000,000	0	0	0	—	—
財 産 収 入	32,849,000	11,450,500	11,450,500	0	34.86	100.00
繰 入 金	223,000,000	0	0	0	—	—
繰 越 金	1,018,138,374	2,054,481,170	2,054,481,170	0	201.79	100.00
諸 収 入	17,491,000	7,719,000	0	7,719,000	0.0	0.0
市 債	2,785,600,000	0	0	0	—	—
計	15,195,078,374	9,071,782,141	6,486,447,141	2,585,335,000	42.69	71.50

収入済額の主なもの

・ 地方交付税	普通交付税	3, 825, 078, 000 円
・ 繰越金	前年度繰越金	1, 636, 342, 796 円
・ 繰越金	繰越明許繰越金	384, 253, 074 円

(歳 出)

款	予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
	円	円	円	%
総 務 費	39, 437, 000	11, 932, 468	27, 504, 532	30. 26
衛 生 費	2, 331, 749, 000	1, 165, 011, 000	1, 166, 738, 000	49. 96
農林水産業費	49, 909, 000	49, 909, 000	0	100. 00
土 木 費	400, 000, 000	100, 000, 000	300, 000, 000	25. 00
災害復旧費	7, 000	0	7, 000	—
公 債 費	3, 151, 915, 000	531, 570, 014	2, 620, 344, 986	16. 86
諸 支 出 金	75, 306, 000	0	75, 306, 000	—
予 備 費	37, 722, 000	0	37, 722, 000	—
計	6, 086, 045, 000	1, 858, 422, 482	4, 227, 622, 518	30. 54

執行済額の主なもの

・ 衛生費	旭中央病院負担金	負担金補助及び交付金	1, 165, 011, 000 円
・ 土木費	公共下水道事業会計繰出金	繰出金	100, 000, 000 円
・ 公債費	借入金償還費	償還金利子及び割引料	525, 916, 729 円

2 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

3 意見要望等

なし

保 険 年 金 課

1 監査の概要

(1) 所管事務

国民健康保険事業特別会計に関すること、滝郷診療所の管理運営に関すること、特定健康診査に関すること、後期高齢者医療特別会計に関すること、国民年金に関すること等を行っている。

(2) 職員の配置状況（令和4年4月1日現在）

保険年金課	26人	班 名	職員数
課長 1人		国民健康保険班	14人
副課長 1人		高齢者医療年金班	8人
		滝郷診療所	2人

※会計年度任用職員を除く

(3) 予算の執行状況（令和4年8月31日現在）

ア. 一般会計

(歳 入)

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
国庫支出金	96,875,000	11,435,000	4,573,000	6,862,000	4.72	39.99
県支出金	362,770,000	0	0	0	—	—
諸 収 入	1,426,000	1,503	1,503	0	0.11	100.00
計	461,071,000	11,436,503	4,574,503	6,862,000	0.99	40.00

収入済額の主なもの

- ・国庫支出金 国民年金事務費交付金 4,573,000 円

(歳 出)

款	予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
	円	円	円	%
民 生 費	1,320,800,000	303,302,208	1,017,497,792	22.96

執行済額の主なもの

- ・広域連合負担金 負担金補助及び交付金 300,276,040 円
- ・後期高齢者短期人間ドック助成事業 委託料 2,302,070 円

イ. 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
（歳 入）

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率	
					対 予 算	対 調 定
	円	円	円	円	%	%
一部負担金	1,000	0	0	0	—	—
国庫支出金	3,000	0	0	0	—	—
県支出金	6,453,303,000	6,252,522,442	2,332,189,000	3,920,333,442	36.14	37.30
財産収入	180,000	0	0	0	—	—
繰 入 金	677,304,000	0	0	0	—	—
繰 越 金	1,000	154,335,893	154,335,893	0	1543358	100.00
諸 収 入	7,403,000	3,772,583	2,683,531	1,089,052	36.25	71.13
計	7,138,195,000	6,410,630,918	2,489,208,424	3,921,422,494	34.87	38.83

収入済額の主なもの

- ・ 県支出金 保険給付費等普通交付金 2,332,189,000 円
- ・ 繰越金 前年度繰越金 154,335,893 円

（歳 出）

款	予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
	円	円	円	%
総 務 費	30,035,000	15,376,277	14,658,723	51.19
保 険 給 付 費	6,351,411,000	1,859,070,480	4,492,340,520	29.27
保険事業費納付金	2,353,203,000	611,844,110	1,741,358,890	26.00
保 健 事 業 費	85,458,000	25,606,680	59,851,320	29.96
基 金 積 立 金	180,000	0	180,000	—
公 債 費	1,000	0	1,000	—
諸 支 出 金	24,512,000	200,732	24,311,268	0.82
予 備 費	30,000,000	0	30,000,000	—
計	8,874,800,000	2,512,098,279	6,362,701,721	28.31

執行済額の主なもの

- ・ 保険給付費 一般被保険者療養給付費
負担金補助及び交付金 1,536,150,976 円
- ・ 保険給付費 一般被保険者高額療養費
負担金補助及び交付金 287,091,147 円

・保険事業費納付金 一般被保険者医療給付費分納付金

負担金補助及び交付金 393,766,899 円

ウ. 国民健康保険事業特別会計（施設勘定）

（歳 入）

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算	対調定
診 療 収 入	円 54,850,000	円 15,672,412	円 14,796,452	円 875,960	% 26.98	% 94.41
使用料及び手数料	60,000	10,900	10,900	0	18.17	100.00
財 産 収 入	11,000	0	0	0	—	—
繰 入 金	23,400,000	0	0	0	—	—
繰 越 金	3,475,000	4,856,733	4,856,733	0	139.76	100.00
諸 収 入	204,000	388,769	387,636	1,133	190.02	99.71
計	82,000,000	20,928,814	20,051,721	877,093	24.45	95.81

収入済額の主なもの

- ・診療収入 後期高齢者診療報酬収入 5,359,971 円
- ・診療収入 現年分一部負担金 3,793,710 円
- ・繰越金 前年度繰越金 4,856,733 円

（歳 出）

款	予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
総 務 費	円 15,580,000	円 6,406,907	円 9,173,093	% 41.12
医 業 費	32,695,000	7,376,911	25,318,089	22.56
基金積立金	10,000	0	10,000	—
公 債 費	1,000	0	1,000	—
諸 支 出 金	1,000	0	1,000	—
予 備 費	2,000,000	0	2,000,000	—
計	50,287,000	13,783,818	36,503,182	27.41

執行済額の主なもの

- ・総務費 診療所総務事務費 報酬 2,187,672 円
- ・医業費 医薬品衛生材料費 需用費 6,639,460 円

エ. 後期高齢者医療特別会計
(歳 入)

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
保 険 料	557,404,000	545,549,170	168,691,020	376,858,150	30.26	30.92
繰 入 金	191,855,000	0	0	0	—	—
繰 越 金	5,000,000	11,219,419	11,219,419	0	224.39	100.00
諸 収 入	30,741,000	310,000	310,000	0	1.01	100.00
計	785,000,000	557,078,589	180,220,439	376,858,150	22.96	32.35

収入済額の主なもの

- ・保険料 現年度分特別徴収保険料 109,292,000 円
- ・保険料 現年度分普通徴収保険料 58,606,000 円
- ・繰越金 前年度繰越金 11,219,419 円

(歳 出)

款	予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
	円	円	円	%
総 務 費	17,385,000	15,294,283	2,090,717	87.97
広域連合納付金	733,205,000	136,908,520	596,296,480	18.67
保 健 事 業 費	27,380,000	7,060,721	20,319,279	25.79
諸 支 出 金	2,030,000	537,400	1,492,600	26.47
予 備 費	5,000,000	0	5,000,000	—
計	785,000,000	159,800,924	625,199,076	20.36

執行済額の主なもの

- ・総務費 後期高齢者医療一般事務費 委託料 8,790,012 円
- ・広域連合納付金 広域連合納付金 負担金補助及び交付金 136,908,520 円
- ・保健事業費 健康診査事業 委託料 6,390,346 円

2 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

3 意見要望等

なし

社 会 福 祉 課

1 監査の概要

(1) 所管事務

民生委員・児童委員に関すること、日本赤十字社の事業に関すること、災害救助に関すること、生活保護の現業に関すること、行旅病人及び行旅死亡人に関すること、身体障害者（児）及び精神障害者の自立支援医療に関すること、重度心身障害者医療費助成に関すること、あさひ健康福祉センターに関すること等を行っている。

(2) 職員の配置状況（令和4年4月1日現在）

社会福祉課	26 人	班 名	職員数
課長 1 人		社会班	7 人
副課長 1 人		保護班	7 人
		障害福祉班	10 人

※会計年度任用職員を除く

(3) 予算の執行状況（令和4年8月31日現在）

一般会計

（歳 入）

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算	対調定
分担金及び負担金	円 214,000	円 3,994	円 3,994	円 0	% 1.87	% 100.00
使用料及び手数料	3,537,000	1,498,400	1,498,400	0	42.36	100.00
国庫支出金	1,573,043,786	770,516,865	592,110,214	178,406,651	37.64	76.85
県支出金	467,522,000	0	0	0	—	—
財産収入	5,000	0	0	0	—	—
諸収入	38,025,000	30,783,132	8,733,883	22,049,249	22.97	28.37
計	2,082,346,786	802,802,391	602,346,491	200,455,900	28.93	75.03

収入済額の主なもの

- ・国庫支出金 生活保護費負担金 252,935,550 円
- ・国庫支出金 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 199,526,377 円
- ・国庫支出金 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（繰越明許分）
133,524,000 円

(歳 出)

款	予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
民 生 費	円 2,941,047,000	円 1,311,157,059	円 1,629,889,941	% 44.58

執行済額の主なもの

- | | | |
|-------------|-----|---------------|
| ・ 自立支援給付事業 | 扶助費 | 547,979,308 円 |
| ・ 障害児通所支援事業 | 扶助費 | 72,093,709 円 |
| ・ 生活保護扶助費 | 扶助費 | 316,054,309 円 |

2 監査の結果

○指摘事項

あさひ健康福祉センターの清掃業務委託について、予算がないのに契約を締結し、事後に流用によって予算を措置しているものがみられた。

地方自治法第232条の3によると、支出原因となるべき契約その他の行為は法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならないと規定されている。

予算執行に当たっては、関係法令を遵守するとともに、予算額、予算の執行状況を十分に確認すること。

3 意見要望等

なし